



「令和四年九月十七日から同月二十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」について

令和4年9月17日から同月24日までの間の暴風雨及び豪雨(令和4年台風第14号及び第15号の暴風雨を含む。)による激甚災害に適用している中小企業信用保険法の災害関係保証の特例期間を1年間延長する政令を、本日(4月21日(金))の閣議において、以下のとおり決定しました。

I 政令の概要

令和4年9月17日から同月24日までの間の暴風雨及び豪雨(令和4年台風第14号及び第15号の暴風雨を含む。)により被害を受けた宮崎県東臼杵郡諸塚村及び椎葉村の中小企業に関する特別の助成として講じている中小企業信用保険法による災害関係保証の特例(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条)について、被災中小企業者等の復旧のための資金需要が引き続き見込まれることから、適用期間を1年間延長し、令和6年5月1日までとします。

○ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例の概要 被災中小企業者等に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん 補率の引上げ及び保険料率の引下げを行います。

Ⅱ スケジュール

4月21日(金) 閣議決定

4月26日(水) 公布・施行

本件問合せ先

内閣府政策統括官(防災担当)付 参事官(復旧・復興担当)付 山崎、梅田 03-5253-2111(代表、内線 51382・51383) 03-3593-2847(直通)

激甚災害指定により適用される措置の概要



(令和四年九月十七日から同月二十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害 並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令)

(第12条)中小企業に関する特別の助成

<通常の災害時の措置> (中小企業信用保険法)

○災害救助法の適用地域において、中小企業者が民間金融機関から資金を借り入れる際に、通常の信用保証とは別枠で経営安定資金について100%の保証が信用保証協会から受けられる「セーフティネット保証4号」を適用

【通常の保証】

最大2.8億円 ・普通保証: 2億円以内

•無担保保証:8,000万円以内

信用保証協会が日本政策金融公庫と締結する信用保険のてん補率(損失に対し保険金を支払う割合):70~80%、

保険料率:0.25~1.69%

【セーフティネット保証4号】

最大2.8億円 ・普通保証: 2億円以内

•無担保保証:8,000万円以内

【てん補率:80%、保険料率:0.41%

<激甚災害指定時の措置>

○通常の保証及び「セーフティネット保証4号」とはさらに別枠で 事業再建資金について100%の保証が受けられる「災害関係 保証」を適用

【災害関係保証】

最大2.8億円 ・普通保証: 2億円以内

•無担保保証:8,000万円以内

「てん補率:80%、保険料率:0.41%]

※激甚災害の措置は、いずれも一定以上の被害が生じた場合に適用され、 その程度、範囲等は政令で定める基準に基づく。